



# 大 会 の 基 調



はじめに

今年是全国水平社創立（1922年）から2年後の1924年4月18日に甲賀市巖浄寺（ごんじょうじ）で滋賀県水平社が創立されて、100年の節目にあたります。水平社宣言は日本初の「人権宣言」として、国内外のさまざまな被差別の立場にあった人々に勇気と行動力を生み出しました。私たちはこの理念を受け継ぎ、あらゆる差別問題を引き起こしている社会のあり方を問うことを通して、差別のない人権文化を育む社会の実現をめざして、より一層の取組の推進をはかる必要があります。

また、2024年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の一部が改正されました。それまでの行政機関等に加えて事業所においても合理的配慮の提供が義務化されました。障害者差別解消法は、障害者の社会的な不利を個人の問題とするのではなく、生きづらくさせている障害は社会の環境や仕組み、人々の差別意識であるという「社会モデル」のとらえ方に基づいています。


障害者差別だけでなく、あらゆる人権問題は「差別する側（人）の問題」であり、マジョリティ側がもつ「普通」「当たり前」といった無意識の思い込みや偏見等が、誰かに生きづらさを生み出しているということが根本にあります。

今日、社会における経済的な格差の拡大と固定化がすすみ、深刻化しています。それは、子どもたちのくらしや学力、将来的な展望にも深刻な影響を与えています。また、厳しい立場にある状況を個人の責任や努力不足とみなし、排外的で不寛容な風潮も広がりをみせています。排外主義に基づく在日外国人に対するヘイトスピーチ（憎悪扇動）など、私たちがめざしてきた社会と相反する状況も見られます。これらの課題を解決するためにも、これまで同和教育で培ってきた学びを活かして取り組むことが求められています。

部落差別をはじめとするあらゆる差別を解消するために、私たちは自己実現を阻害され、不安や憤りの中で生きざるを得ない人たちの立場に立った実践を校園所・地域ですすめていきます。また、県内のさまざまな分野で反差別・人権確立に向けて取り組んでいる行政・企業・NPO等の関係機関、団体とも連携し、人権を尊重する社会の実現をめざしていきます。

人権確立に向けての社会の潮流と歩調を合わせ、大会をとおして確かな実践に学び合い、「誰一人取り残さない」「誰もが幸せに生きられる」共生社会の実現をめざし、一人ひとりが日常生活の中で行動につなげていきましょう。

## 1. 国際的な人権確立の潮流と、国内・県内の動き



### （1）人権の保障を世界平和の基礎として

1948年、国連で採択された世界人権宣言は、第二次世界大戦中の人権侵害や迫害を二度と繰り返さないことを決議したものです。それはまた、差別撤廃と人権確立を求めてきた人類の努力の集大成でもあります。この宣言の基本精神は、差別を撤廃し、人権を確立することによって、人類共通の願いである恒久平和を実現することです。

戦後の国際社会においては、人権の保障が世界平和への基礎であるとして、民族の壁や国境を越えて、人権が尊重される共生・共存の社会をめざした努力が続けられてきました。女性や子ども、障害者、先住民族、少数民族などの人権確立・拡大の取組がすす

められています。

また、1995年から2004年まで取り組まれた「人権教育のための国連10年」が「人権教育のための世界プログラム（世界計画）」として引き継がれ（2020年から2024年は第4段階）、国際社会は人権確立をめざす流れの中にあります。

しかし、ウクライナやガザ地区をはじめ、現在も戦争・紛争、そして偏見や差別による過酷な人権抑圧などによって多くの尊い命と日常の暮らしが奪われているという現実を受け止める必要があります。

さまざまな人権にかかわる問題の解決に向けて、慎重かつ積極的な論議が必要です。私たちは、今こそ「自由と平等」そして「平和」を実現するために、世界人権宣言が示す精神に立ち戻らなければなりません。

## （2）国内の動き

日本国憲法は、第9条で「戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認」、第11条で「基本的人権の享有」、第25条で「生存権、国の社会的使命」、第26条で「教育を受ける権利、教育の義務」を規定し、第14条で「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」という「法の下に平等」を保障しています。

日本は、1994年に「子どもの権利条約」、1995年に「人種差別撤廃条約」などをはじめとして、国連の14条約を批准しました。また、「人権教育のための国連10年」（1995～2004年）を受けて1997年に「国内行動計画」を発表し、学校教育、社会教育、企業などあらゆる場を通じた人権教育を推進してきました。

さらに、2000年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を受けて、2002年3月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定されました。この基本計画に基づき、人権教育・啓発のより一層の推進をめざしてきました。

また、2016年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消

1996年	「地域改善対策協議会の意見具申」 「人権擁護施策推進法」
1997年	「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」 「国内行動計画」
1999年	「男女共同参画社会基本法」 「外国人登録法の一部を改正する法律」
2000年	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」 「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」
2001年	「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」（人権が侵害された場合の被害者救済に関する答申）
2002年	「人権教育・啓発に関する基本計画」
2005年	「個人情報の保護に関する法律」全面施行 「犯罪被害者等基本法」
2006年	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）
2007年	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（男女雇用機会均等法）改正 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）改正
2008年	「国籍法の一部を改正する法律」 「児童虐待の防止等に関する法律」改正 「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」改正 「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」
2009年	「子ども・若者育成支援推進法」
2011年	「障害者基本法の一部を改正する法律」
2012年	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
2013年	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」
2014年	「いじめ防止対策推進法」 「子どもの貧困対策に関する大綱」
2016年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法） 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法） 「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）
2019年	「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」
2021年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」一部改正
2023年	「子ども基本法」 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT理解増進法）

推進法)」のいわゆる人権三法が施行されました。

2023年4月から「こども基本法」が施行されました。「児童の権利に関する条約」（以下、「子どもの権利条約」）の原則に則り、「全ての子どもの最善の利益」を第一に考え、子どもを権利の主体者と位置づけています。

2023年6月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が施行されるなど、多様性を尊重する社会の実現は世界的な流れにあります。

こうした世界や国内での潮流を見据え、現実の社会に存在する偏見や差別をはじめとするさまざまな問題の解決に向けて取り組むことが求められています。

### （3）滋賀県の動き

滋賀県では、2001年4月に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」が施行され、2003年3月には「滋賀県人権施策基本方針」が策定されました。今後の人権教育・啓発をすすめるための計画として「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」（2004年3月）が策定され、2011年3月には「滋賀県人権施策推進計画」として改定されました。

また、これまでの成果を踏まえ、社会情勢の変化や法令等の整備に対応するため、2016年3月に「滋賀県人権施策推進計画」第一次改定を、2024年7月に第二次改定をそれぞれ行い、人権施策の一層の推進をはかっています。

さらに、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が2019年4月1日より施行されました。

県教育委員会は、「人権教育推進プラン」を2012年3月に改訂し、人権教育の積極的な推進におけ取り組んでいます。また、1997年には「在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導指針」を出すとともに、2005年7月には「外国人児童生徒に関する指導指針」を出し、外国人児童生徒の教育の充実に向けた取組をすすめてきました。さらに、2023年12月に、「滋賀の教育大綱（第4期滋賀県教育振興基本計画）」を策定しました。2028年度までに取り組むべき教育施策を定め、「子どもの権利の尊重・利益の擁護」および「自尊感情の育成」、「人権教育の推進」を掲げています。

2025年4月に湖南市立甲西中学校で夜間学級が開設されます。義務教育を修了できなかった人や、もう一度中学校の学習内容を学び直したい人、また、義務教育を修了していない外国にルーツのある人などが、学び直しできる場所として期待されます。

## 2. 滋賀県人権教育研究大会の役割と意義



### （1）同和問題の解決に大きな役割を果たしてきた滋賀県同和教育研究大会

1957年11月、第1回滋賀県同和教育研究大会が天津市・彦根市で開催されました。以来、半世紀以上にわたる本研究大会は、「差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう」をテーマに、広く県内の同和教育の研究と実践を交流し深めあうとともに、同和問題が提起する保育・教育課題の解決に大きな役割を果たしてきました。

「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。(中略)その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である(後略)」とする同和对策審議会答申(1965年)と、それを受けた「特別措置法」の制定は、教育、行政、運動、住民、それぞれの取組のはずみとなりました。

同和教育は、保育・学校教育分野と社会教育分野の両分野で推進され、本大会は、これまで同和問題の解決をはかる保育・教育内容の創造や進路保障の取組、学力保障や「荒れ」を克服していく集団づくり・自主活動、家庭・地域・社会教育関係団体・企業の取組等について、その実践の成果と課題を明らかにし、県民の同和問題に対する関心と理解を深める場として多くの成果をあげてきました。また、同和問題のみならず障害者・在日外国人等にかかわる人権問題や、まちづくりと人権、進路保障、いじめ・不登校・仲間づくり等の課題についても分科会等を設けて取組をすすめ、それらの課題解決にも貢献してきました。

このように本大会をはじめとした同和教育の推進と約30年間にわたる同和对策事業により、同和問題は大きく解決の方向へ前進しました。

## (2) 同和問題の現状と課題

### ① 同和問題の現状

1965年に出された「同和对策審議会答申」(以下「同対審答申」)は、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、(中略)これを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べ、部落問題の解決に向けた課題を明確に示しました。

その後、この答申をふまえた「同和对策事業特別措置法」をはじめとする「特別措置法」に基づく行政施策が33年にわたり続けられ、現在の人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)に至っています。

「特別措置法」が失効してから14年が経った2016年12月「部落差別解消推進法」が施行されました。「現在もなお部落差別が存在する」ことや、その解決のために国や地方公共団体の責務について明記されています。この法律は「同対審答申」の理念を具体的に推しすすめ、部落差別のない社会を実現するための力となります。一方で法律が施行されてから丸7年が経過しましたが、その間も県内の学校や地域では差別事象が報告されている現状があります。

「滋賀県人権施策推進計画」では、「同和問題に対する誤った考え方や差別意識が払拭しきれず、同和問題(同和地区)への関わりを避けようとする意識が未だに残っており、住宅購入等における同和地区問い合わせ事件やインターネット等を悪用して、同和地区の名称、所在地等の情報を流布したり、個人・団体を誹謗中傷したりするなどの悪質な事象が発生しています。このため、効果的な教育・啓発活動を、国、県、市町、関係機関・団体など、多様な主体が一層連携し、積極的に進める必要があります」と明記しています。

近年では、インターネット上の差別的な表現や過激な投稿が、収益につながるという新たな差別の構造的な問題が生じています。

採用選考においては、県内でも新規高校卒業者の就職試験において、本人に責任のな



い事項や身元調査につながる「家族構成」「家族の職業」「住所」「本籍地・出生地」などを質問する事例がなかなか無くならない現状があります。

こうした課題の解決を図るために、私たちは、部落差別が子どもたちにどのような生きづらさを与えているのか、一人ひとりの子どもにかかわりながらいねいに実態をつかむ必要があります。県内の地域総合センターや隣保館の役割を再認識するとともに、学校教育と社会教育が連携しながら、子どもの教育・就労にかかわる取組を地域ぐるみでより一層すすめていくことが求められています。

## **②今日的な課題への対応**

こうしたことから、これまでの取組の成果をふまえつつ、同和問題の今日的な課題について、現状を正確に把握する必要があります。また、偏見や差別をはじめとする人権問題はそれぞれが単独で存在するのではなく、相互に複合的に関連しあって存在しています。女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、患者等の個別の人権問題についても現状把握をすすめ、それぞれの人権問題の要因・背景を明らかにするとともに、その関連性についても明らかにしていくことが求められます。

同和問題を解決するために教育・啓発の果たす役割は依然として大きいものがあります。地域の実態と課題をみすえ、今後も保育・学校教育と社会教育の両分野はもとより、県内のさまざまな取組とも連携してすすめていかねばなりません。

### **(3) 人権教育・人権啓発としての深まりと広がりを**

#### **①同和教育の理念に学ぶ**

同和教育は、1950年代に「今日も机にあの子がいない」の言葉に象徴されるような子どもたちの長期欠席や不就学の課題に取り組む中で始まりました。学校に来られない子どもの家庭を訪問することで、教職員は、課題が被差別部落に集中していることに気づき、くらしの実態や差別解消への熱い思いに学ぶことを通して、子どもたちや保護者の願いに応える教育実践を模索してきたのです。

そこには、長期欠席や不就学を子どもの責任、保護者の無理解ととらえていた教職員の意識の変容が見られます。そうした教育実践の積みあげにより、部落問題についての正しい理解と認識を培い、人権尊重の実践的態度を育成することをめざして、同和教育を学校教育の全領域に位置づけてきました。また、被差別部落の子どもたちの学力向上と進路保障の取組により、高校への進学者が増加するなど、着実に成果をあげてきました。保護者・住民の願いと行政の取組によって、保育所・幼稚園・児童館・教育集会所の設置が各地域で実現してきました。そして、地域と保・幼・こども園・小・中さらには高校等との連携も図られるようになってきました。

同和教育の理念と実践は、日本における人権教育の先進的な取組であり、世界に発信しうる私たちの財産です。同和教育は、同和問題の解決という「個別的な視点からのアプローチ」により、あらゆる差別の解決につなげていく手法を発展させてきました。そして、教育の機会均等・豊かな未来の保障・生活に根ざした教育内容の創造をすすめ、教育条件の整備に取り組んできました。同和教育は単なる心がけではなく、差別を社会問題と捉え、その解決にどのように関わっていくのか、自分自身を問う営みです。現状を把握し、その要因・背景を明らかにしてきた同和教育の理念に学び、同和問題以外の人権問題についても、現状を把握し実践につなげていくことが大切です。

## ②さまざまな人権問題

女性の人権については、個人の意識や行動、社会の習慣や慣行には差別や偏見が存在し、性別役割分担意識による不利益・不平等、身体的・性的・精神的な暴力を生み出し、かつ女性の社会参画を大きく制約しています。DV（ドメスティック・バイオレンス）は、それを目にする子どもに対する影響も大きく、児童虐待との関連も指摘されています。

障害者の人権については、2011年8月に障害者基本法が改正されました。その16条（教育）に「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ（後文略）」とあり、「障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない」とあります。2016年に施行された「障害者差別解消法」の目的は、障害の有無によって隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現です。

外国人の人権については、国籍や民族の異なる人々の文化的差異に対する認識不足から、差別や偏見が存在します。1990年の「出入国管理及び難民認定法」の改定によって、県内においても南米日系人を中心にその数は急激に増加しました。2008年秋からの経済危機により多くの外国人が離職を余儀なくされ、一時外国人人口は減少しましたが、近年はフィリピンやベトナムなどの東南アジア出身の人口が増加傾向にあります。外国人を取り巻く環境はさらに複雑かつ多様化してきており、子どもたちの生活にもさまざまな影響を及ぼしています。2022年3月に公表された外国人の子どもの就学状況等の調査結果によると、約1万人もの外国人の子どもが就学していないという実態が明らかになっています。行政や民間団体が様々なセーフティネットの取組をしていますが、厳しい状況はなお続いています。

今後、外国人の子どもたちがアイデンティティを確立できるように、多様性が尊重される保育・教育をすすめていくことが大きな課題になります。さらに、歴史的経緯からやむを得ず定住することになった韓国・朝鮮などの人々に対する差別や偏見は依然として残っています。それに対して、2016年6月に、「ヘイトスピーチ解消法」が施行されたことで、不当な差別的言動の解消に向けた取り組みを推進するための力となっています。

また、職場における人権問題にも注目しなければなりません。これまでの終身雇用が崩れ、雇用形態が変化中、職場での人間関係は複雑化していると考えられます。セクハラやパワハラなどのハラスメント（嫌がらせ）やいじめ、差別によって退職せざるを得ないケースも見られ、労働者の権利が守られない不安定な社会であると言えます。こうした現状を社会問題として捉え、人権が保障される職場環境づくりに取り組む必要があります。

さらに、いじめや暴力、インターネット上の人権侵害、児童虐待、性の多様性やヤングケアラーに関する問題、新型コロナウイルス感染症に起因する差別や偏見など、さまざまな人権課題も依然として多く見られます。このような現状をふまえ、課題を明らかにするとともに、さらなる人権教育の推進に向けて積極的に取り組むことが求められています。

### ③個別的な視点と普遍的な視点

こうした状況をふまえ、同和問題とあわせて、個々の人権問題の現状や課題を把握し、その背景にある生活を深くとらえた実践と論議をすすめ、個々の課題と共通の課題など差別を温存する構造を明らかにしていくことが大切です。

人権教育・人権啓発においては、個々の具体的な人権課題に即した「個別的な視点からのアプローチ」により、あらゆる人権問題の解決につなげていく手法と、法の下での平等・個人の尊厳といった「普遍的な視点からのアプローチ」により、それぞれの人権問題の解決につなげていく手法の両者を関連させながら推進していくことが求められています。

私たちは、本研究大会において、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすため、人権確立を求めた国際的潮流に学びながら、同和教育の成果と課題をふまえ、より豊かな精神・感性や社会認識を育み、人権文化に満たされた社会を創造するための実践と論議の深化をさらにすすめます。

## 3. 確かな人権教育の創造をめざして

### (1) 保育・学校教育分野

#### ①子どもをとりまく状況

今日、子どもたちをとりまく状況はますます混迷を深めています。格差社会が広がり、人間関係の希薄化もすすんでいます。これまで育ちの基礎を支えてきた生活や自然・社会での体験は、その環境や機会そのものが十分ではなくなっています。その結果、豊かな感性や表現力、他者との共感や協調性などが子どもたちの中に育ちにくい状況にあります。子どもたちの中には、将来の展望が描けず、他者とのつながりをもてないまま、自己の存在の確かさを実感できなくなっている状況が見られます。また、2023年に自殺で亡くなった全国の小中高生が、2年連続 500 人を越えている現実を重く受けとめなければなりません。

インターネット上のコミュニケーションが益々広がり、SNSでのトラブルやスマートフォンへの依存などの問題が増加しています。危険な出会いや交遊によるトラブルに巻き込まれたり、書き込みによる誹謗中傷、陰湿ないじめや排除によって傷つけられたり、他者を傷つけたりするなど、深刻な事件に発展するケースもあります。

近年、性の多様性について社会的な議論が進み、県内の学校においても制服の見直し等が広がっています。しかし、まだまだ課題は多く、まわりの人が共生の視点を十分に共有できていないために、トイレや更衣室、健康診断等で、誰にも相談できずに、自身の性について悩んでいる子どもがいます。自らの性に悩み、自分らしく生きることができない状況におかれている子どもにとって、生命にかかわることです。私たち一人ひとりが「普通」「当たり前」と思い込んでいることを問い直すとともに、子どもとの信頼関係を築き、組織的な体制づくりが求められています。

小学校・中学校における不登校の児童生徒数は増加の一途をたどり、2022年度は全国で過去最多の約 30 万人となっています。さまざまな事情から学校に通えない子どもがいます。どの子にとっても安心できる居場所となるように、学校のあり方を見つめ直

すことが重要です。また、同時に地域総合センターや隣保館、教育支援センター、民間のフリースクールなど、学校以外の教育機関と連携し、地域社会を含めたあらゆる場において子どもの居場所づくりを進めていく必要があります。

いじめに関しては、大きな社会問題となっています。2013年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立しました。現在は、県および各学校において「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止に向けて取組をすすめています。いじめなどの問題行動を解決するには、子どもたち一人ひとりの背景に迫り、子どもたちの変容を促す具体的な取組を交流し、実践を広げることが必要です。さらに、同和教育や人権教育においてこれまで大切にしてきた一人ひとりを大切にする仲間づくりを通して、いじめを許さない文化や風土を醸成していかなければなりません。

校園所における体罰も大きな社会問題となっています。体罰は子どもへの暴力であり人権侵害です。さらに、体罰を見ている子どもの心をも傷つけます。

これらの問題は子どもだけの問題ではありません。保育士・教職員はもとより、すべての人が自らの問題として真摯に向き合い、一人ひとりの人権が大切にされているのか、特に社会的に弱い立場にある人の人権が大切にされているのか、具体的な取組をすすめていくことが大切です。

## ②取組の方向

「人権教育のための世界プログラム」では、人権教育を「知識およびスキルの伝達ならびに態度の形成を通じて普遍的な人権文化を構築することを目的とした教育、研修および広報」と定義しています。また、世界プログラムの目的として、「既存の人権教育プログラムを評価および支援し、成功している実践に注目するとともに、成功している実践を継続および拡大し、かつ新たな実践を発展させるための刺激を提供すること」等をあげています。日本の人権教育である同和教育の実践を再構築し、すべての保育・教育活動に位置づけ、推進していくことが大切です。

つまり、確かな人権教育の創造をめざすとき、これまで同和教育が大切にしてきた、子どもの姿や保護者・地域の願いから出発し、その現実を深くとらえるなかから保育・教育課題を明らかにし（「差別の現実から深く学ぶ」）、しんどさを背負った子どもを集団の核にすえながら仲間づくりをすすめる取組が大切です。また、子どもたちの進路を阻んでいるものを明らかにし、進路保障の道筋や機会を保障する条件整備や、各校園所の連携した取組を一層すすめることが重要です。

混迷する社会に流されることなく、子どもたちがかけがえのない自己と他者の人権をともに尊重し合い、差別・不合理・人権侵害を見抜き、課題を解決していく力を身につけられるよう取り組むことが重要です。また、被差別部落の子どもたちをはじめとして、在日外国人の子どもたちや障害のある子どもたち等、さまざまな立場の子どもたちの進路に関する現状と課題を明らかにし、各校園所や保護者・地域との連携を重視しながら、一人ひとりの課題解決に向けた取組の一層の充実をはかることが必要です。保育士・教職員自身が、自らの人権感覚や人権意識をたえず問い直し、自己変革するとともに、子どもを権利の主体者と位置づけるという『子どもの権利条約』の理念を日々の生活のなかで具体的に実践していかなければなりません。



これらをふまえ、人権教育では取組の方向として以下のことが重要と考えます。

- ア 自らの無意識の思い込みや偏見に気付き、差別の解消に向けて主体的に取り組もうとする感性を育てること。
- イ 科学的な歴史認識や社会認識をとおして確かな認識を培うこと。
- ウ 単なる知識や過去の問題として学ぶのではなく、くらしのあらゆる場面で差別を見抜き、差別をなくすために行動する力を育むこと。
- エ 人との出会いをとおして、つながりあえる仲間をつくる力を育てること。

## (2) 社会教育分野

### ①人権に関する意識調査から見える状況

県内では「令和3年度 人権に関する県民意識調査」において、「今の滋賀県は人権が尊重される社会になっていると思うか」を聞いたところ、56.3%（前は55.4%）の人が肯定的な評価をし、前回の調査との大きな変化は見られませんが、人権に関する取組や啓発は徐々に浸透してきているものと考えられます。

しかし、「住宅を選ぶ際に忌避する条件について」では、「近隣に同和地区がある」に対して「避けると思う」が12.6%、「どちらかといえば避けると思う」が31.2%と依然として同和地区を避ける意識が見られるなど、同和問題が必ずしも県民一人ひとりのものになりきっていない状況が見られます。「近隣に低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる」「近隣に外国人住民が多く住んでいる」「近くに精神科病院や障害者施設がある」に対しても、忌避意識が見られる結果となっています。

「部落差別解消推進法」の第6条に基づいて実施された調査について、法務省人権擁護局は2020年6月に「部落差別の実態に係る調査結果報告書」を出しました。この中で「あなたは、近所の人や、旧同和地区出身者であるか否か気になりますか」という問いについて「気になる」と回答した割合は4.5%でした。それに対して「あなたは、交際相手や結婚相手が、旧同和地区出身者であるか否か気になりますか」については15.8%となり、より身近な人になると「気になる」とした人が3倍以上になっています。このように人権問題に対するさまざまな差別意識や忌避意識は依然として存在しており、自分に関わる身近な問題になったときに差別という意識や行為につながっていると考えられます。

前述の県民意識調査によると、同和問題の考え方のうち、「同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば差別は自然になくなる」という考え方（「寝た子を起こすな論」）についてたずねたところ、「そう思わない。（「どちらかといえばそう思わない」も含む）」と答えた人の割合は48.5%、「そう思う（「どちらかといえばそう思う」も含む）」と答えた人の割合は35.0%となっています。正しい理解がないまま、同和問題についての間違った情報に接すると、それを鵜呑みにしてしまい、結果的に差別を温存することになることから、「寝た子を起こすな論」は誤った考え方であり、正しく学ぶことが大切であると言えます。

また、「部落差別解消推進法」の認知状況についての質問では、「内容も含めて知っている」と答えた人は33.6%、「名前は聞いたことがあるが内容までは知らない」が40.8%となっています。これは2020年の法務省がまとめた調査結果と比較してもおよそ3倍以上多く、周知徹底のためのさまざまな取組の成果が表れていると言えます。

人権が尊重される社会の実現に向けての考え方についての質問では、「自分も実現に向けて努力したい」が39.3%で最も多くなっています。一方で「なりゆきにまかせる」「誰かしかるべき人が実現すればよい」「特に考えていない」を合わせると55.4%になり、人権課題の解決のために、自分事としてとらえられる教育・啓発の取組をさらにすすめていく必要があります。

## ②取組の方向

県民に対する差別意識や忌避意識の解消に向けた教育・啓発は、一定の成果はありますが、決して十分であるとは言えません。本県ではこれまで、県・市町人権教育推進協議会等や社会教育関係団体等をはじめとして県民ぐるみですすめられてきました。こうした実践を継続および拡充させることが大切です。

県・県教育委員会が実施した調査によると、自治会単位の地区別懇談会等では、41,122人が参加し（「令和5年度 市町人権教育推進協議会等事業に関する調査結果」より）、また、企業・事業所内における人権研修では、254,006人が参加している（「事業所内人権啓発事業推進状況調査表〈令和4年度調査〉」より）という結果が出ています。しかし、差別事象の発生や就労、結婚などにおいて基本的人権が侵害される問題が依然として見られる背景を今後もしっかり見ていく必要があります。

地域においては、啓発活動の内容や方法面で工夫・改善に努め、あらゆる人々への働きかけを行うとともに、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、自らが体験し自分自身の問題として実感できるように魅力ある学習の場を工夫することにより、住民の関心や要求に応えることが必要です。また、差別意識や忌避意識の解消の妨げとなったり、差別を温存・助長したりする因習や慣習を払拭することが必要と言えます。

また、社会教育関係団体、NPO等においては、メンバーの一人ひとりが大切にされ、みんなの意見が尊重されるとともに、組織が協力して運営されるなど、自主的、民主的であることや、理念が人権尊重と民主主義の精神で貫かれていることが重要です。

これらをふまえ、今後の取組の方向として以下のことが重要と考えます。

- ア 人権問題についての正しい理解・認識、とりわけ同和問題の現状と今日的な課題および課題解決のための見通しについて、理解が深められるように啓発をすすめるとともに、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育の推進をはかること。
- イ 人権問題の解決を、民主的なまちづくりのなかに位置づけ、住民共通の課題とし、差別につながる因習・慣習や誤った意識の克服をはかりながら、人権尊重の精神を生活に具現し、住みよいコミュニティの実現をはかる等、生涯学習の観点からの取組をすすめること。
- ウ 地域や団体等におけるリーダーの育成に努め、適切な啓発の機会が確保されるとともに、人権学習に必要な教材や情報の提供に努めること。
- エ 地域総合センター等における社会教育活動の推進に努め、地域連帯意識の高揚をはかるとともに、地域住民と共通の目的をもって課題の解決をはかること。

#### 4. 第 68 回滋賀県人権教育研究大会（守山大会）に寄せて



##### (1) 第 67 回米原大会から第 68 回守山大会へ

今大会に取り組むにあたって、第 67 回大会（米原大会）の総括を引き継ぎます。全体会感想・分科会感想、総括会議および「分科会状況報告書」の意見をもとにまとめた、「大会で定着してきたことと、学びあえた成果として引き継いでいくこと」「分科会論議のポイントとして位置づけていくこと」「分科会論議をもとに、各校園所や団体の日常の取組として力を入れていくこと」は、次のとおりです。

##### ①成果：大会をとおして学びあえたこと・成果として引き継いでいくこと

- ア 校園所、職場、地域のあたり前を見直し、子どもが意見を言える、思いを出せる環境づくりをすすめる、子どもの意見表明権を保障していくことが大切である。
- イ 性的マイノリティを含む被差別の立場で苦しんでいる人が身近にいるということに気づき、安心して自分のありのままを出しあえる校園所・職場・地域づくりを進める。
- ウ 進路保障を念頭に置き、子どもの 10 年、20 年先を見据え「校園所でつけようとしている力と実際の社会で必要な力」について議論する。
- エ 差別は人と人との関係を分断、排除するものであるとするならば、「つながる」ことが差別をなくしていくということであり、校園所・職場・地域等をつながりを築いていくことが反差別の社会をつくっていくことである。

##### ②課題：大会をとおして今後も推進・討議すること

- ア 子どもと向きあうときに、自分自身の固定観念の枠にはめたり、価値観を押しつけていたりしていないか、自分を問い直すことが必要であり、共に学び、共に考えあうという子どもとの対等性を大事にする。
- イ 「つながる」とは、どのような状態をいうのかを問い直す。具体的な子どもの姿や、子ども同士の豊かなつながりをどのようにして築いていくのかについて議論を深める。
- ウ 「共に学ぶ」というインクルーシブの視点が基本であり、本人の思いに重きを置いて支援を継続すること、「地域で生きる子ども」であることを再確認し、途切れない支援について考えていく。
- エ 「発達に応じた」や「発達段階」など、日常に使う言葉に対する価値観は人それぞれ異なり、感覚を研ぎ澄ましていかなければならない。結果としての排除や分離につながる危険性を含んでいることを、障害当事者の意見もふまえて議論していく必要がある。
- オ 子どもが意見を表明できるような制度やシステムを創っていけるよう、おとなが連携していくこと、実践を積み上げていくことが大事である。

##### ③分科会論議をもとに、各校園所や団体の日常の取組として力を入れていくこと

- ア 被差別当事者の思いを受け止め、まず教員や保育士等、身近なおとなが差別問題の当事者として、「自分を語る」ことが大事である。「自分の弱さを出す」「失敗を語る」ことで、子どもとの距離が縮まっていく。そのためにも、子どももおとなも、安心して自分の思いや本音を語れる環境・雰囲気創っていく。
- イ 子どもを権利の主体者とし、子どもが自分で決めたり、選んだりできることを校園所・職場・地域で伝え、その権利を保障していく。
- ウ 校園所が取り組んでいること、地域・企業・行政が取り組んでいることなど、それぞれが連携し、子どもを取り巻くおとながつながり、対話をとおして人権尊重のまちづくりをすすめる。

## (2) 大会で大切にしたいこと

大会開催にあたり、主催者（滋賀県教育委員会・公益社団法人滋賀県人権教育研究会・守山大会現地実行委員会）で大会の意義を再確認しました。

- 人権問題の解決と、すべての人々の人権が尊重される社会の確立のために、「差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する」という主題を具体的に学びあう場とする。
- 人権問題の解決に向けて取組の深化をめざすために、参加者が取組の現状や思いを出しあい、成果と課題を明らかにするとともに、展望を与えあう場とする。
- 参加者同士の出会いをとおして、人権教育と啓発をすすめるネットワークづくりを推進し、人権文化に満たされた社会づくりに貢献する。

### ～現地実行委員会として大切にしたいこと～

守山市では、将来の都市像を「『わ』で輝かせよう ふるさと守山」とし、「人と人のつながり・絆の“輪”」、「協力し合う関係の“和”」、「対話、コミュニケーションの“話”」、「環境、循環型社会の“環”」の4つの「わ」によって、一人ひとりが輝くまちづくりをめざしています。また守山市は、我が国初の青少年赤十字（以下JRC）発祥の地として、その態度目標「気づき・考え・実行する」を合言葉に、JRC精神を大切にされた特色のある教育を進めてきました。かつて、赤十字の生みの親であるアンリー・デュナンは、最大の人権侵害である戦争を目の前で体験し、「戦争で傷ついた人々は、敵味方関係なく助けるべきだ」と考え、戦禍で負傷した人々の救済に尽力しました。このような背景の下、守山市では子どもたちが身の回りにあるさまざまな課題に“気づき”、その解決に向けて一人ひとりが自分事として“考え”、自分たちができることを“実行”し、主体的に問題を解決しようとする力の育成をめざしています。

今年、滋賀県で初めての水平社大会が開催されて100年目となりました。わたしたちは、先人が積み重ねてきた差別解消への歴史に加え、現在課題となっているさまざまな人権問題に対する多くの人々の取組や思いをつなぎ、その解決に向けて、進み続けることが大切です。昨年度の現地テーマとして示された「しあわせの“わ”」——この思いを守山市の4つの「わ」とつなぎ、さらに広げていきたいと考えています。

また、人は時に傷つき、孤独や悩み、苦しみを抱え、まぶしい輝きが出せないこともあります。しかし、誰もがもつ尊さや温かさといった“<sup>あかり</sup>灯”が消えることはありません。わたしたち一人ひとりは小さな灯でも、人と人とのつながりや絆、協力、コミュニケーションといった「わ」を循環させ、互いに支え合えば、小さな灯が集まって大きな力となり、一人ひとりが自分らしく輝く社会になると考えています。

人権尊重の社会を実現するためには、あらゆる差別や人権課題に“気づき”、自分事として“考え”、自らその解決に向けて“実行する”ことが大切です。この守山大会を通して、「思いをつなぎ『わ』で輝く 人権の灯」を、わたしたちと一緒に灯しましょう。一人ひとりが自分らしく輝く社会になることを強く願い、守山市からメッセージを送ります。